

## 森友通商、次亜塩素酸水「モーリス」を 過剰噴霧した場合の空气中塩素濃度を計測

～ 労働安全衛生法が定める許容濃度の1/25程度であることが判明 ～

森友通商株式会社(創業：1854年、所在地：東京都中央区、代表：森友 由)は、自社が製造販売する次亜塩素酸水「モーリス」を過剰に噴霧した場合の空气中塩素濃度を計測しました。



過剰噴霧の様子

- 【試験品】 試験品：次亜塩素酸水モーリス(森友通商株式会社)
- 【試験品濃度】 100mg/L(2倍希釈\*1、有効塩素濃度100ppm)、pH6.0±0.5
- 【噴霧器】 PK-804S(ブーキービケン)
- 【測定器】 XPS-7II(新コスモス電機)
- 【部屋の広さ】 約6.2畳
- 【試験実施日】 2021年11月10日

事務所の閉ざされた一室に次亜塩素酸水「モーリス」を過剰に噴霧し、視界が不明瞭になる状態にまで充満させ、空气中的塩素濃度を測定しました。

【結果】 0.02ppm

結果は、労働安全衛生法に定める塩素ガスの許容濃度(0.5ppm)の1/25でした。  
なお、試験に使用した次亜塩素酸水溶液の塩素濃度(100ppm)は、浮遊ウイルスに対して30分で99.9%の除去率が認められた濃度(20ppm)の5倍相当に該当します\*2。



塩素濃度測定中



塩素濃度の測定結果



#### 試験実施部屋

次亜塩素酸水「モーリス」は10年以上の販売実績があり、累計出荷数量は1,000万本\*3以上に達しています。新型コロナウイルスが流行する前から、介護施設や幼稚園などで衛生管理のプロに支持されてきました。

新型コロナウイルスが流行し始めてから、一般の方からも次亜塩素酸水は注目を浴びることになったと同時に、「次亜塩素酸水」を「次亜塩素酸ナトリウム」と混同される方が散見されるようになり、「次亜塩素酸水も有害だ」という誤解や風評が広がりました。

また、厚労省などが、次亜塩素酸水の空間噴霧を「おすすめしない」としたことから、現場で噴霧器を撤去する動きなどに繋がってしまいました。しかし、当社代表が副会長を務める日本除菌連合や、国会議員で構成される議員連盟などの科学的な知見に基づいた働きかけによって、厚労省は最新の事務連絡で従来の方針を修正しています。

10月21日に発出された事務連絡では、「適切な使用を妨げるものではない」、「個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください」としています。

厚労省の事務連絡：<https://www.mhlw.go.jp/content/000847909.pdf>

次亜塩素酸水「モーリス」は、有効性と安全性に関する多くの試験を第三者分析機関において実施しています。詳細はホームページの「エビデンス」をご確認ください。

モーリスのエビデンス：<http://www.jokinmorris.com/evidence/>

空間噴霧に関する早わかり動画も公開中です。

<https://www.youtube.com/watch?v=NROPdr1Sa0s>

ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

\*1：試験にはモーリスの2倍希釈液(100ppm)を使用しましたが、実際の噴霧使用にあたっては、メーカーの推奨濃度(4~10倍希釈=50~20ppm)を守って使用ください。

\*2：モーリス10倍希釈液(20ppm)の噴霧による浮遊ウイルスへの除去性能評価試験(25立米空間)実施機関：北里環境科学センター

結果：噴霧開始後30分で99.9%の除去効果あり

\*3：メーカー累計出荷数量、400mlボトル換算、2021年10月時点



モーリスシリーズ

プレスリリース画像

---